新型コロナウイルス感染症対応　野洲市販路開拓支援助成金

申請時チェックリスト

**各確認項目にチェックをして下さい。**

**１．対象事業者ですか？**

**□**　野洲市内の事業所で、中小企業基本法に定められた中小企業

**２．対象内容は（１）か（２）のいずれかに該当しますか？**

**（１）展示会出展費**

　　　　　　　　　国内外で開催の展示会、見本市、商談会等に、出展、参加又は主催する際の出展小間料、小間内装飾経費、出展物搬出入経費、その他出展に対する直接経費　　※人件費は対象外

**□　 （２）広告宣伝費**

新聞、雑誌、地域情報誌等の掲載又は折込み料、販促パンフレット・チラシ・ポスター制作費、折込・ポスティング費、インターネット広告料、HP制作費・改修費、SEO対策費、看板代、その他商工会長が認める販路開拓に係る広告宣伝費

※慣例的・形式的な年賀はがき・暑中見舞い印刷代・はがき代、名刺代等の単なる印刷代等は対象外

**３．添付書類は揃っていますか？**

（１）販路開拓 (展示会出展・広告宣伝) 費用明細が記載された請求書等

**□** （２）支出を証明できる書類

（３）展示会内容の写真、チラシ、パンフレット、情報誌等販路開拓の

　　　　　　　　　　　　実績が確認できるもの

　　　　　　　　　（４）助成金振込先通帳コピー（通帳表紙と表紙裏面）

　　　　　　　　　（５）市税完納証明書

　　　　　　　　　（６）会員外事業者は確定申告書（税務署収受印有り又はe-tax受信通知）

**４．申請書に漏れなく記載されていますか？**

**□**事業所在地、事業所名、代表者氏名、連絡先等や、助成金の振込先が

正しく記載してされていますか

**５．助成の取り消しについて承知されていますか？**

次のいずれかに該当するときは、交付決定の取り消し、既に交付された助成金については返還となります

**□**　　①提出書類に虚偽の記載があったとき

　　　　　　　　 ②助成金交付の条件に違反したとき

③助成事業の実施について不正行為があったとき

　　　　　　　　　④法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

**６．応募に係る注意事項のご確認をお願いします。**

①応募された書類等は返却しません

②応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担となります

③予算額の枠内で実施する事業のため、当該事業の応募申込書等を提

**□**出されても、必ず採択されるものではありません

④採択となる場合でも、助成金額を減額する場合があります

⑤**同一の事業内容で、「小規模事業者持続化補助金」など「行政・商工**

**会等からの補助金・助成金」を受けている場合は、助成の対象外です。**

**上記、すべて確認、承諾しました。**

令和　　年　　　月　　　日　　　　　　　　**申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印**